

# 令和3年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなかで、適宜対応し実施した。

## I 電子マニフェスト事業

### 1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

令和3年度は、コロナ禍の影響を受けた令和2年度とは異なり、ウィズコロナにおける社会経済活動のもと、電子マニフェストの利用は着実に増え、令和3年12月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（令和4年度において普及率70%）を前倒しで達成した。

その結果、年間の登録件数は前年度比10%増の約3,585万件（電子化率72%）、電子マニフェスト加入者数は前年度比12%増の304,128者となった。

なお、排出事業者のC料金の加入者数については、令和4年4月から基本料金を設定することに伴う未利用者の解約を想定して計画値を設定したが、解約確定に猶予期間（3月中の解約の場合、4月30日に解約確定）を設けたため、計画値と大きく乖離した。

区分 年度	加入者数							電子マニフェスト 年間登録件数	
	排出事業者				収集運 搬業者	処分 業者	合計		
	A料金	B料金	C料金	計					
令和2年度 実績	3,677	32,265	203,493	239,435	22,738	9,414	271,587	32,555,470 (65%)	
令和 3年度	計画	3,730	36,000	220,000	259,730	24,000	9,600	293,330	35,600,000 (71%)
	実績	3,709	35,986	230,396	270,091	24,384	9,653	304,128	35,845,687 (72%)

### 2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組みとともに、関係業界団体等と連携して重点普及対象（電子マニフェストの利用割合が比較的少ない建設業（がれき類）等）への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

#### (1) 重点普及対象への普及活動等

重点普及対象である建設業（がれき類）については、座談会「大分県の建設業に係

る電子マニフェストの利用について」を開催し、大分県生活環境部循環社会推進課の電子マニフェスト普及への取組み、建設業者2社の電子マニフェスト導入経緯や運用状況等について紹介いただき、ホームページ（機関誌「JWセンター情報」春号）に掲載した。

#### (2) 電子マニフェスト導入説明会のWeb開催等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムによる電子マニフェスト導入説明会の開催を実施した。説明会参加者の要望を踏まえ、30分程度にまとめた説明ビデオを作成しホームページに公開するとともに、ビデオ提供の希望者には映像を収納したDVDを提供した。

また、都道府県等が主催する説明会等への講師派遣依頼については、現地もしくは近隣のインストラクター（JWセンター委嘱）を優先的に派遣した。

- 1) 導入実務研修会 2回
- 2) 地方公共団体等と連携した説明会（講師派遣） 119回

#### (3) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

排出事業者が許可を取り消された処理業者（収集運搬業者、処分業者）を指定してマニフェスト登録をしようとした際に警告表示を行う機能をWeb方式に追加した（令和4年3月）。

### 3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

また、電子マニフェストシステムへの高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指して令和2年度に着手したシステム機器更新を完了した（令和3年9月）。

## 4. 環境省受託事業

環境省より以下の事業を受託し、実施した。

#### (1) 電子マニフェスト普及拡大事業

##### 1) 電子マニフェスト導入実務説明会の開催（Web会議システムを利用）

電子マニフェストシステムに未加入の事業者を対象に、排出事業者向け、建設業者向け、処理業者向けの説明会をそれぞれ開催した（7回 589人）。開催の周知として多量排出事業者5,000社、処理業者2,000社に電子マニフェスト導入実務説明会の開催案内チラシを配付した。

##### 2) 業種別事例集の作成

IV 調査事業 1. 受託調査等事業 を参照

## (2) 産業廃棄物管理票電子処理システム改修等委託業務

### 1) B I ツール機能の強化

電子マニフェスト情報をより迅速に分析できるように、レポート機能を強化するとともに、地方公共団体がB I ツールを利用できるように環境を整備した。

### 2) 地方公共団体支援機能の複数ブラウザ対応

地方公共団体職員がマニフェストの終了報告等の実施状況の照会を随時行うことができる地方公共団体支援機能について、Google chrome、Microsoft Edge、FireFox等の複数のブラウザで利用できるように改善した。

### 3) 電子マニフェスト普及啓発事業

#### ① 電子マニフェスト導入実務説明会の開催業務

電子マニフェストの未加入者を対象に、排出事業者向け、建設業者向け、処理業者向けの内容の説明会をそれぞれ開催した(30回 1,934名)。開催の周知は(1)1)の説明会とあわせて行った。

#### ② 産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者調査業務

IV 調査事業 1. 受託調査等事業 を参照

#### ③ 許可窓口用チラシ及び公務向けパンフレットの作成

事業者の電子マニフェスト利用促進を支援するため都道府県・政令市の産業廃棄物処理業許可窓口用のチラシの作成や地方自治体の公共工事担当部署及び産業廃棄物排出部署を対象とした公務向けパンフレットを作成し、地方自治体等に配布するなど、一層の普及促進に取り組んだ。

## 5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子マニフェストB I ツールを用いた統計情報について、ホームページに「電子マニフェストで見る廃棄物」として公開し、定期的に掲載内容を更新するなど、電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立てるなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の利活用に積極的に取り組んだ。

## 6. 課金請求システムの再構築

加入者の増加に伴う請求業務の負担を軽減し、適切に利用料金の徴収・管理を行うため、令和4年度からの運用(一部機能は令和3年度から運用)を目指し、課金請求システムの再構築を行った。あわせて、電子マニフェストシステムの改修を行い、加入者及び利用代表者の加入手続き等の簡素化・迅速化を図った。

## II 教育研修事業

### 1. 講習会事業

#### (1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を(公社)全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに(公社)日本医師会との連携のもとに実施

した。令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、国等の方針を踏まえ、オンライン講義と会場試験を組合せた講習会（以下「オンライン講習会」という。）を実施した。令和3年度の受講者数は、昨年度一時的に減少したが、ほぼ従来の5万人台に回復した。また、パソコン等を使用する環境がない等の理由で受講できない受講者への救済措置として、会場で講義ビデオを視聴し、受講後に試験を受ける「講義ビデオ会場視聴型講習会」を全国の主要都市で更新講習会（収集・運搬課程）11回を開催した。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）  
（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(2) 講習会の開催実績（試験回数）

1) 新規講習会	340回	15,935名 (10,368名)
2) 更新講習会	469回	24,082名 (18,359名)
3) 特管責任者講習会	215回	12,966名 (10,011名)
4) PCB講習会	9回	307名 ( 250名)
計	1,033回	53,290名 (38,988名)

※カッコ内は前年度実績

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」を1回、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を2回開催した。

(4) 講習会の見直しについて

「講習会検討委員会」の意見を踏まえ、循環型社会形成に関する講義を充実させるとともに、更新講習会における労働災害防止に向けた安全衛生管理科目の拡充及び講義内容の向上・合理化について検討し、令和4年度からのカリキュラム等に反映した。

(5) Webによる受講申込みの普及拡大

Web申込において課題となっていた顔写真データのサイズ加工等の操作性の改善、パソコンのみであった対応端末をスマートフォン及びタブレットにも拡充するなど利便性の向上を図るためのシステム改善や運用方法の検討を行い、令和4年度から運用することとした。

## 2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」として、Web会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を開催した。なお、「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」については、近年の受講者減少など、一定の役割は果たしたと思われるため開催を終了することとした。

産業廃棄物マネジメント研修会      4回      386名

## III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：新規2社 7製品、更新 6社 14製品、失効2社 8製品

(累計：11社 41製品)

## IV 調査事業

### 1. 受託調査等事業

(1) 環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集を取りまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集作成委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。令和3年度は、公務（上下水道を含む）を対象に、業種別事例集を取りまとめた。

(2) 環境省より、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始めとする感染性廃棄物等の適正処理に関する調査検討業務」を受託し、新型コロナウイルス感染症等に対する廃棄物処理業等における感染症対策について知見等を収集、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等の必要な改定の検討及び多様な感染症の特性の整理等を実施した。

(3) 環境省より、「産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者調査業務」を受託し、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）を年間1,000トン以上排出する多量排出事業者であって電子マニフェストシステムへの加入が確認できていない者5,000者に対し未加入理由の調査を実施し、課題を分析し取りまとめた。

### 2. 自主調査事業

電子マニフェストの普及促進のための調査、産業廃棄物の排出量が多い畜産農業等を対象としたマニフェストの使用実態に関する調査や中間処理業者や最終処分業者の電子マニフェスト利用における課題等に関する調査を行った。また、廃棄物処理における新

型コロナウイルス感染症対策に関する調査を実施しており、令和2年に（一財）日本環境衛生センターとの連名で策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」の改訂を令和3年9月に行った。

調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

## V 国際協力事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、日韓台ネットワーク会議は見合わせるなど、積極的な活動が困難となった。

## VI 広報事業

### 1. JW懇話会

JW懇話会は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から実施を見合わせた。

### 2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号 1,800部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

### 3. 書籍の出版等

「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和3年版）（令和3年5月発行）」等の廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

### 4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。令和4年2月に「地方公共団体専用ページ」を開設し、電子マニフェストBIツールの提供等を開始した。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年14回、配信数 約20万件/回）を行った。

## VII その他の公益事業等

### 1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係団体3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による「産業廃棄物と環境を考える全国大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止とした。

### 2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出せん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進セ

ンター基金に、環境大臣からの要請を受け、社会貢献の観点から出えんを行った。

### 3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会及びJWセンターの業務管理を主とした「講習会管理システム」をはじめとする情報システムの再構築を行い、令和3年12月に一部運用を開始し、段階的に運用を開始した。令和4年度からのWeb申込一本化に備え、新しいWeb申込システムを受講者向けに提供するための開発を行った。

### 4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の実践・維持向上に努め、3年目の更新審査を受け認証された。

## VIII その他

### 1. 財政基盤の強化

#### (1) 基本財産の増額

JWセンターの経営の長期的な安定の確保に資するため、基本財産を6億円から16億円に増額することとし、令和3年度は7億円を積み立てた。

#### (2) 電子マニフェストシステム機器更新積資産

令和8年1月（令和7年度）に予定されている電子マニフェストシステムの次期機器更新に備えるため、資産取得資金である電子マニフェストシステム機器更新積立資産に1億円を積み立てた。

#### (3) 基幹システム構築積立資産

令和元年度から令和4年度にかけて実施する講習会業務の管理を主とした「管理システム」の再構築などJWセンターの基幹となるシステムの構築・改良に備えた資金を確保するため、資産取得資金である基幹システム構築積立資産に4億円を積み立てた。

### 2. Web講座

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上、及び国、自治体に対するJWセンターの貢献を目的に令和2年度から実施しているWeb講座について、令和3年度は長岡文明氏、是永剛氏及び山形県庁現役担当者を講師に迎え、廃棄物処理法初心者のための研修を3シリーズ（12回、参加者数 延3,762名）開催した。

また、環境省に協力し、地方公共団体の産業廃棄物・一般廃棄物担当者向けに「プラスチック資源循環法（プラ新法）」の説明会（参加者数 1,159名）を開催した。

### 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応

出勤時の検温や、業務終了後の消毒作業等の実施など感染防止対策に取り組むとともに、Web会議を利用した会議や時差出勤、在宅勤務等を継続した。